

報道関係者各位

平成30年6月28日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 奥谷 真児
専門監督官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

本年度の岐阜県最低賃金の改正審議が始まります。

労働局長が岐阜地方最低賃金審議会に改正を諮問

- 1 岐阜労働局（局長 稲原俊浩）は、本年7月3日に第442回岐阜地方最低賃金審議会を開催し、岐阜県最低賃金の改正について諮問します。
- 2 岐阜地方最低賃金審議会において、中央最低賃金審議会から提示される金額改定の目安、賃金実態調査結果、各種経済指標等を参考として、改正金額に関する審議が行われ、本年8月上旬を目途に答申が取りまとめられる予定です。
- 3 岐阜県最低賃金は、県内の全ての事業場（約7万6百）の労働者（約76万1千5百人）に適用され、現在の最低賃金額は1時間800円です。

岐阜県最低賃金改正の推移（平成25年度以降）

| | 改正後の 最低賃金額 | 引上げ額 (引上げ率) | 発効日 |
|--------|---------------|----------------|-------------|
| 平成25年度 | 724円 | 11円(1.54%) | 平成25年10月19日 |
| 平成26年度 | 738円 | 14円(1.93%) | 平成26年10月1日 |
| 平成27年度 | 754円 | 16円(2.17%) | 平成27年10月1日 |
| 平成28年度 | 776円 | 22円(2.91%) | 平成28年10月1日 |
| 平成29年度 | 800円 | 24円(3.09%) | 平成29年10月1日 |

岐阜地方最低賃金審議会は原則公開審議としております。取材方よろしくお願ひします。